

〔別記1〕

【8財工第1号 旧県職員住宅解体工事】

1 落札者決定基準等

(1) 特別簡易型における評価項目、配点

評価項目は以下の①～③の項目を基本とする。

加算点は最高10点とする。

評価項目の評価基準日は当該工事の入札日とする。

① 企業の技術力（実績・経験等）に対する評価（様式第3号）

評価項目	評価基準	加算点	得点
施工能力	過去10年以内に同種・類似工事（※1）において請負金額が5,000万円以上の元請としての施工実績がある場合	1.0点	
	上記以外	0点	
工事成績	過去5年以内に福島県発注の同種・類似工事（※1）において工事成績評点が80点以上の施工実績がある場合	0.5点	
	上記以外	0点	
優良工事表彰	過去10年以内に福島県発注の指定部門（※2）において優良工事表彰の受賞実績がある場合	0.5点	
	上記以外	0点	
品質管理能力	当該企業がIS09001の認証を取得している場合	0.5点	
	上記以外	0点	
① 小計点			/2.5

※1：同種・類似工事とは、「建築工事（解体工事に限る）」とする。

：対象は、福島県及び県内市町村発注工事とする。

※2：一般建築、住宅建築、学校建築又は教育・文化施設部門（建築工事に限る）

② 配置予定技術者の技術力（実績・経験等）に対する評価（様式第4号）

評価項目	評価基準	加算点	得点
施工能力	過去10年以内に同種・類似工事（※1）において請負金額が5,000万円以上の監理技術者又は主任技術者としての経験がある場合	1.0点	
	上記以外	0点	
工事成績	過去5年以内に福島県発注の同種・類似工事（※1）において、工事成績評点が80点以上の工事経験（監理技術者又は主任技術者としての経験）がある場合	0.5点	
	上記以外	0点	
資格保有	1級建築施工管理技士又は1級建築士の資格を保有している場合	0.25点	
	上記以外	0点	
優良工事表彰	過去に福島県発注の指定部門（※2）において監理技術者又は主任技術者として優良工事表彰の受賞経験がある場合	0.5点	
	上記以外	0点	
継続教育学習制度（CPD）への取組み	建築関係の資格認定団体が実施するCPD制度に1年以上継続して登録し、単位を取得している場合	0.25点	
	上記以外	0点	
②小計点			/2.5

③ 企業の地域社会に対する貢献度を評価（様式第5号）

評価項目	評価基準	加算点	得点
本、支店の所在地	・入札参加者の本店、支店又は営業所（以下「支店等」という。）の所在地が会津坂下町にある場合	1.0点	
	上記以外	0点	
地域経済への貢献	・過去5年以内に会津坂下町発注工事の受注実績がある場合	1.0点	
	上記以外	0点	
ボランティア活動など	・過去3年以上継続して会津坂下町で、地域の防災活動への取り組み、道路・河川愛護活動、その他地域の活動などのボランティア活動の実績がある場合	1.0点	
	・過去3年以上継続して会津坂下町の属する建設事務所管内で、地域の防災活動への取り組み、道路・河川愛護活動、その他地域の活動などのボランティア活動の実績がある場合	0.25点	
	上記以外	0点	
除雪や災害活動の実績	・過去3年以上継続して会津坂下町で、除雪の受注実績又は災害時における応急対策業務の協力に関する協定書を締結している場合	1.0点	
	・過去3年以上継続して会津坂下町の属する建設事務所管内で、公共機関発注の除雪の受注実績や災害の出動実績がある場合	0.25点	
	上記以外	0点	
消防団協力事業所の認定	会津坂下町消防団協力事業所の認定を受けている場合	0.25点	
	上記以外	0点	
労働環境	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率を超えて障害者を常時雇用している場合	0.25点	
	上記以外	0点	
	会津坂下町在住の女性職員を雇用している場合	0.25点	
	上記以外	0点	
	次世代育成支援対策推進法又は福島県次世代育成支援企業認証制度要綱に基づく認定を受けている場合	0.25点	
	上記以外	0点	
③小計点			／5.0
合計点	①～③小計点の合計		／10.0
加算点（最高10点）	加算点＝合計点		点

(2) 総合評価の方法

標準点（100点）に評価項目ごとの加算点を加え、合計を「技術評価点」とする。

総合評価は「技術評価点」を当該入札者の評価値算出価格で除した値（評価値）の大小をもつて行う。

$\begin{aligned} \text{技術評価点} &= \text{標準点 (100点)} + \text{評価項目ごとの加算点} \\ \text{評価値} &= (\text{技術評価点} \div \text{評価値算出価格}) \times 1,000,000 \end{aligned}$	注：評価値を算出する式で（×1,000,000）は評価値を見やすくするため。
--	--

○評価値算出は、調査基準価格設定型とする。

予定価格算出の基礎となった工事積算を基に低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設定する。この場合、調査基準価格以上の価格を入札した参加業者の評価値算出価格は入札価格とし、調査基準価格未満の価格を入札した参加業者の評価値算出価格は、調査基準価格とする。

入札価格 ≥ 調査基準価格の場合は、評価値算出価格 = 入札価格
入札価格 < 調査基準価格の場合は、評価値算出価格 = 調査基準価格

なお、調査基準価格の算定式及び値については非公表とし、具体的な算出方法は別紙のとおりとする。

(3) 落札者の決定方法

次の要件に該当する入札者のうち、上記「評価値（小数点以下の有効桁数は設けない）」の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値が全く同数値の者が2名以上のときはクジにより決定する。

なお、総合評価方式では最低制限価格を設けず、調査基準価格を下回って入札した場合でも、低入札価格調査制度により落札者を決定する場合がある。

この場合、入札価格（工事内訳）のいずれの項目においても、失格基準価格を上回っている（予定価格の制限の範囲内）こととする。